

兵庫北関と中世の帳合法

—「兵庫北関入船納帳」を手掛かりとして—

田 中 孝 治

1 はじめに

筆者は、「中世の帳合法と湊」という論稿（田中孝2023）を著し、中世における武蔵国の神奈河と品河の両湊の帳合法について検討した。その結果、「金澤稱名寺金堂修造料足日記」という製造原価報告書を中心とした帳簿システムが確立していたことが分かった。そして、中世の東国、「坂東」と呼ばれた地の湊に、都を中心とした西国に勝るとも劣らない「帳合法」が成立していたことを確認した。また、そうした帳簿や決算報告書は、問（問丸）が作成していたと考えられる。もし、その問を「商人」と位置付けるなら、蓋し、現存する最古の商業帳簿は伊勢富山家の「足利帳」であり、記録上で最古のものは「土倉帳」であるという定説は完全に覆るのではなかろうか、とも述べた。

ただ、残念ながら、神奈河と品河の両湊では、原始簿の類いの残存は確認できなかった。同じ中世の湊で付けられていた、伊勢大湊の「船々取日記」や「船々聚銭帳」、それに「兵庫北関入船納帳」は原始簿であったと考えられる。伊勢の二つの帳簿については、拙著（田中孝2014, 171-172）で触れたことがあるので、「兵庫北関入船納帳」については、別稿で考察する、と述べた。

文安二年（1445）の「兵庫北関入船納帳」は中世史史料として良く知られたもので、これまでも中世の湊や、商品流通、関、問の研究などに利用されて

きた。本稿においても、この「兵庫北関入船納帳」について考察するのであるが、その前に、兵庫関、いや、中世の「関」そのものについて見ていきたいと思う。

2 中世の関と兵庫北関の成立について

2.1 中世の関について

相田二郎は、『中世の關所』（相田1943）の中で、遠く上代に現われた關については、大寶令の軍防令并關市令に規定があり、軍事及び警察的作用を有した。近世江戸時代には關所と称し、政策上から來た警察的作用を持っていた（相田1943, 1）。中世に於いて現れた關、若くは、關所の作用は三種ある。これらの内、警察的關所と、軍事的關所と思はるゝものに關した資料は極めて少なく、經濟的關所に關した資料の數は、前二者に比して極めて多くを検索し得た（相田1943, 8）、と述べている。經濟的作用の目的として、①渡賃、②港湾修築費、③河守の食料、④勘過料兵士米を挙げ、概括してその目的は交通上の警護費并に土木の施設費を通行者に求める所から來たものと云ひ得る（相田1943, 15-28）。また、その起つて來た場所に就いて觀察したところを綜合すれば、凡そ經濟的作用を示す事實の成因は、一般交通上特別に施設を要する河海關係の實際の施設費を求めることが、主要なるものであり、之に上代の海上關制の警固費を求めることが加はつて、こゝに經濟的關所發生の根基が成立つた（相田1943, 33-34）、平安時代の中期公の施設が頽廢して、その費途が公費を以て支え難くなつた時代に、著しい現象となつてきたものと見るべきである（相田1943, 37-38）、としている。さらに、相田は、經濟的作用の目的が、変化していったことも指摘している。すなわち、最初は財貨を徴収せられるものゝ爲に起こつたのであるが、それが一種の得分と化し、欲望を伴つて財貨を獲得する傾向を強からしめ、全く經濟的關所が利權の對象となり、社會に種々の影響を及ぼすことゝなつた（相田1943, 38-39）、と述べている。

また、永島福太郎によると、関銭の収益は、荘園の崩壊が進んだこのころ、荘園にかわる有力財源となった。関銭の収益は簡便な財源であって、労働力が不要である上、現金がたちどころに手に入る。公家（朝廷）は社寺の造替料・修繕料にあてた知行国・造国のかわりに関所を付与し、関銭を徴収させた。関銭の収益は造国にかわるものだから、国料と呼ばれた（永島1975, 875-880）、という。

前述の相田二郎の先行研究を踏まえた上で、中世の関成立の前提について考察したのが錦昭江である。錦は、平安後期、律令体制下での交通体系が崩壊する中で中世的関所の萌芽がみられ、鎌倉前期、勸進聖による大規模な港湾整備事業が展開していく過程を経て、鎌倉後期のいわゆる中世的関所出現期をむかえる（錦2002, 222）、と述べている。そして、東大寺についても公領経営のゆきづまりが深刻化する中で、新たな財源が模索されるようになってきたと考えられ、港湾における関料徴収がそれに該当する。関料（関銭＝引用者）は、この時点で、港湾維持費や寺社造営料の補填を目的としてのものから、寺院経済を支える重要な財源へと変貌していったのである（錦2002, 238）、としている。

それでは、東大寺の兵庫北関はどのように成立したのであろうか。その点について次節で見ていきたいと思う。

2.2 兵庫北関の成立について

東大寺領の兵庫関の成立は、次のような延慶元年（1308）年十二月廿七日の伏見上皇の院宣（原文は、縦書き）をもって始る。

攝津国兵庫經嶋升米事、永代所被寄附東大寺八幡宮也、於嶋修固者、寺家
致其沙汰、^(密)以余剩可為顯蜜御願之祈所、然者、西国往反之船、不論神社仏寺
権門勢家領土貢、云上船石別升米、云下船置石、任先例、可致其沙汰之由、
可有御下知之由、院御気色所候也、仍言上如件

延喜元年十二月廿七日

(平)
經親奉

進上 東大寺別當僧正御房

追言上

雑船事、任傍例、可致其沙汰之由、同可有御下知、

(下線引用者、兵庫県史1990、521)

この院宣の意味は、①攝津国兵庫經嶋の升米を東大寺八幡宮に永代寄進する。②その目的は、寺家が兵庫嶋を修固¹するためであり、③それでも余剰が出る場合は、顕密御願之料にせよ。④西国の往来船より徴収せよ。⑤神社・仏寺・権門勢家領の土貢船（年貢船）の例外なく、である。⑥上り船からは石別に升米を、下り船からは置石を徴収せよ。⑦この事は、先例に任せて沙汰すべし。さらに、追言上として、雑船の事も、傍例に任せて沙汰すべし、といったところであろうか。

新城常三によると、文面からすると嶋修固が主で、寺院の経常費調達に従である。しかしながら、社寺の修理同様多分に一時的な事業である嶋修固に永代寄進はそぐわない。あくまでも経常費調達が主眼であったといわねばならない（新城1994、563）、としている。また、課税対象の上船の升米は百分の一の現物関税で、下船（帰航船）の置石は年貢の積下しと共に、帰り船が空船となり、船の安定を欠き遭難の危険がある為、その防止策として石を積込む慣行があり、それを前提として生まれた関税であった（下線引用者、新城1986、37）、と説明している。石なら嶋の修固にも使える分けである。

ところが、正応・延慶当時はすでにその時代を終え、年貢船に帰り荷が積まれるようになり、石の搭載の必要性は薄れ、石のほか納め得なかった帰り船に、一定の米・銭等を納入しうる原資の搭載を生じ、年貢船の商船化を実現させた（下線引用者、新城1994、586）。一方、升米の方も、年貢現物輸送量の低下、商品流通の発展に伴い、輸送量に占める両者の比重が逆転し、重量税の主要課税対象は、年貢から商品に転化し、関税は専ら直接貨幣を以て徴せられ

るようになる（下線引用者、新城1994, 591）、とその経緯を説明している。

したがって、「兵庫北関入船納帳」が記帳された頃には、年貢である升米や置石の他、商品にも課税されるようになっており、それが貨幣で支払われていた。実際、「兵庫北関入船納帳」をみると、そのような記帳がなされている。

それともう一点付け加えておくと、「兵庫北関」となっているのは、暦応元年（1338）、兵庫嶋に興福寺の関も設けられたからである。永島福太郎は、この後まもなく南北両関と称せられるようになった。これは、その位置にちなんだものであろう。前代、兵庫嶋に東西の両地頭の称が見えるが、南北両関というから舟航は南から北に向かったらしい。およそ応永改元のころに南北両関としたのであろう（下線引用者、永島1975, 879）²。そして、東大寺領兵庫北関は石別升米税（上り船）・置石税（下り船）、興福寺領兵庫南関は商船目銭（上り船）・札狩税（下り船）を徴収することになった（永島1990, 910）、と述べている。

それでは、「兵庫北関入船納帳」の検討に入って行きたいと思うが、研究の過程で、もう一つ別の種類の入船納帳が残存していることが分かった。そこで、次章ではこれら二つの入船納帳について検討してみたいと思う。

3 兵庫北関の二種類の入船納帳

3.1 「兵庫北関入船納帳」について

現存する「兵庫北関入船納帳」は、二冊の史料から成る。この入船納帳を中心になって研究した林屋辰三郎によると、一冊は、東京大学文学部に所蔵され、大正十二年（1923）発行の『神戸市史』資料1（（神戸市役所1923, 302-308）＝引用者）で活字化され初めて紹介された。「兵庫北関入船納帳、文安二年正月月日」と記された表紙と、正月二日、四日、八日、十四日、十七日、十九日と、二月二日、三日、四日、五日、七日、八日、九日の入船が記録されているが、欠落部分があり、残簡というべきものであろう（下線引用者、

林屋1981, 227-228)、としている。林屋はこの入船納帳を、「東京大学文学部本」と名付けている。なお、この史料を活用した研究には、小野晃嗣（小野1935）、徳田釵一（徳田1936）、竹内理三（竹内理1943）、豊田武（1952）、阿部猛（阿部1959）、佐々木銀弥（佐々木銀1961）、松岡久人（松岡1966）などがある。初めのうちは、この史料を通した研究しかなかった。

ところが、そうした状況の中、林屋辰三郎は、昭和三十九年（1964）の秋九月に、京都市内の古書肆の店頭において、偶然に一個の古文書櫃を発見・購入し、「燈心草庵文庫の所有」とした（現在、京都市歴史資料館蔵）。そして、林屋はその古文書群の中に「兵庫北関入船納帳」を発見することとなる。しかしながら、破損・虫食いがひどく、頁をめくり通読することさえ困難であったという。そこで林屋は、翻読作業と並行し、内容を解説するために、武藤直（地理歴史分野）、今谷明（政治社会分野）、小林保夫（経済文化分野）等に研究協力を求めた³。そして、発見後十六年の歳月を経て、ようやく中央公論美術出版から林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』（林屋辰三郎編1981）として公刊することができた。その際は、東大文学部本も一緒に収録された（林屋1981,

図表1 『兵庫北関入船納帳』

き三原		か岩屋	お江	え高崎	う地下	い嶋	あ三日入
米メ百冊石		米十三石	淡路斗	備後百冊石	三原廿五石	① ② ③	合
備後百石				九百文	百冊文	④	
一貫九百四十五文			国新	三十九日	三月十六日	⑤ ⑥	
卯月十三日			太郎左衛門	枝船	匠辻子	左衛門三郎	
孫左衛門		左衛門三郎	大夫四郎	同	八郎一郎	⑦	
木や		木や					

文安貳年

兵庫北関入船納帳

正月 日

（表紙）

出典：林屋辰三郎編1981, 681-691 あ～きならびに①～⑦挿入引用者

221-222)。燈心草庵文庫本は文安二年（1445）三月三日より、翌三年（1446）の正月十日までなので、東大文学部本と合わせると、欠落部分はあるにせよ文安二年の入船状況はほぼ把握できることとなった（図表3参照）。図表1が、「兵庫北関入船納帳」の表紙と、一部である。

永原慶二は、この史料によると、兵庫港への一年間の入港数は1,903隻、それらの船舶の船籍地は、瀬戸内海沿岸諸国を中心に、摂津・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・淡路・讃岐・伊予・阿波・土佐・豊前の各地にわたっている（永原1988, 204）、と述べている。宇佐美隆之は、世界的にも珍しい中世の流通の実態を示す帳簿である（宇佐美1999, 22）、と絶賛している⁴。

ただし、本稿では「兵庫北関入船納帳」の記帳内容についての分析は行わない。そうした点については、中世史研究の専門家の先行研究をご参照願いたい。本稿は、あくまで簿記会計史の研究の立場から、帳簿としての「兵庫北関入船納帳」の記帳の方法に重点を置き考察していきたい。

（あ）行～（き）行は、すべて三月中の記事の抜粋である。（あ）行と（い）行は、三月三日の記録である。まず、日付を書き、その次の行に入船の記録を記入する。1日に入船が何隻もあるようなら、続けて記入していく。（あ）行の三日の下に「入」とあるのは、入船という意味である。これが、三月廿二日に「入船」という書き方に替わる。一時、「入」に戻るが、以後、ほとんど「入船」である。その後の「合」は、何かの合計という意味であると思われるが、他の箇所では見られない。第2節で検討する「兵庫北関雑船納帳」では、一日分の徴収関銭の合計を計算し、その金額の上に「合」と記されている。

次の（い）行が、入船記帳の基本的なパターンである。小林保夫は、これを①船籍所在地、②積載品目、③その数量、④関銭、⑤その納入日、⑥船頭名、⑦問丸名（小林保1981, 289）、であるとしている。すなわち、①嶋が船籍所在地、②塩が積載品目、その数量が③二百五十石。関銭が④六百貳拾文で、その納入月日が⑤三月七日ということである。さらに⑥左衛門三郎が船頭、⑦道

念が問丸ということになる。

なお、船籍地、積載品目の右横に合点「丶」が付けられている。これは小林保夫が述べているように、照合のために付されたものと思われる。この「合点」の「照合」という意味付けについては、多くの論者も認めるところである。小林によると、関銭・納入月日は、異筆である。関銭の未納をあらわす④⑤の欠けているもの（(か)行＝引用所）が、しばしば見受けられる。このことから、④⑤は関銭が納入された後に書き込まれたと考えられる。関銭の納入時に①②の右肩に爪点が打たれたのである。これは④⑤の墨の色と爪点（合点—引用者）のそれとがほぼ同じであることから明かである（小林保1981, 290-291）、という。さらに、小林は、後年記した論稿に於いて、「合点」は、関銭を月毎に納入する際に、その月に納入された関銭の確認のために記されたと考えられる（小林保2005, 2）、というふうな考え方を進めている。ついでながら、付け加えると、(き行)では、「米」、「備後」双方に、合点が打たれている。これは積載品が、三種類以上になっても変わらない。積載品目ごとに、きちんと照合が行われたということであろう。

筆者も、「合点」は、「照合」のためというのとは間違いなどと思われる。ただ、追加的な解釈を述べさせてもらうなら、入金があったなら、わざわざ合点を付けなくても、その場で関銭と日付を書き入れるだけで事足りる。「合点」は、古来、貸付簿にみられるものである⁵。貸付けた金額、貸付日、貸付相手が記入されており、返済を受けた時に合点が付されるのが普通である。わざわざ返済日も、合点も両方付する必要はないのではなかろうか。すなわち、記帳者とは別人によって検査、或は監査のようなことが行われ、確かに関銭の入金があったことが確認され、間違いのないという意味で合点が付されたとも考えられる。その別人とは、記帳者の上司に当る人物かもしれないし、記帳者が現地採用の者なら、検査は寺家側から派遣された者ではなかろうか。それは、不正を防止する意味で、当然必要なことである。また、その検査、或は監査は、入金の当日に行われたかもしれないし、小林保夫が述べているように、一月毎に入

金するのであれば、その時に寺家側からも人が来て監査をし、合点が付されたのかもしれない。いずれにしても、その「照合」を行い、合点を付す時は、検査人、或は監査人に当る人物の立会で行われたのではいか、という解釈も成り立つと思われる。

次に、関銭の税率について述べる。新城常三によると、米の外、塩・麦類・大豆などに於いても、価格の百分の一とすることに破綻はない。東大寺領北関では、寄進以来、約百四十年後の文安二年当時、升米の百分の一税が、かなり忠実に踏襲されている。南北朝期以降、権門・荘園領主・在地領主・現地住民などが至る処、恣意的に濫設した関所の関税率が、全くの基準なく、じつに多様である当時の一般情勢と対照して注目される（下線引用者、新城1986, 47）、という。

もう少し解説を加える。①の「嶋」について、川野正雄は、「小豆島」としている（川野1985, 11）。また、「兵庫北関入船納帳」を詳細に検討した徳仁親王によると、⑥について、従来、船頭といわれてきたものの中には相当数の船主が含まれている（徳仁親王1982, 36）、とのことである。さらに、⑦に関連して、兵庫北関には五十二名の問丸が存在し、それらの問丸が荷扱いを行った船数は、1,493艘を数える（徳仁親王1982, 38）、という。小林保夫は、兵庫の問丸は、年貢米を保管し、売却することによって銭に換金し、その活動の一環として関銭の納入を行っていた（小林保2005, 2）、と述べている。

前述したように、(い) 行の書き方が基本形である。しかしながら、中には違う書き方のものもある。例えば、(う) 行である。これは四日の記事であるが、⑦の問丸の記載がない。「地下」とある。これは地元の兵庫という意味である。小林保夫は、尼崎・杭瀬などの地名を船籍所在地とする項目でも問丸名を欠くことが多い。これは、船頭と問丸の兼業化の存在を推測しうるとともに、兵庫に近い地域であるため、関銭取次の問丸を必要としなかったためであろう（小林保1981, 291）、と推測している。

また、(う) 行では、②積載品目に「三原」とある。「三原」は、(き) 行の

①船籍所在地に記されているように地名である。「兵庫北関入船納帳」には、積載品目に地名で表記されているものがしばしば見受けられる。この点について、徳仁親王は、特に頻出する「三原」は、淡路三原の塩であり、『兵庫北関入船納帳』に見える地名表示の品目は、当該地域で生産される塩が、生産地以外の船で運ばれる場合に、当時通用していたと思われる地名呼称で表記されていたと考えられる（徳仁親王1982, 35）、と述べている。

（え）行は、十九日条である。⑤船頭名の横に「枝船」と注記されている。この他にも船頭名に添って「枝船」という記載が多く見える。「枝船」について、小林保夫は、本船に伴われた枝船が多数入港していた。枝船だけの入港も少なからずあった。「水無瀬」などでは、本船と陸岸との連絡や運送にも用いられたと想定されるが、断定する確証を欠く。枝船の船頭は本船の船頭とある種の支配関係が推測される（小林保2008, 70）、と分析している。

廿五日条の（お）には、②積載品目、③数量、④関銭、⑤納入日の記載はない。そこに、「国斡」と記されている。さらに、「合点」が左側に打たれている。「国斡」とは、関銭免除特権を表わす。同じく免除の特権を表わすものとして、「過書」というものもある⁶。小林保夫によると、「過書」船の所有は、幕府の財政を側面から支えていたとされる五山禅院をはじめ室町幕府に繋がりのある人物・社寺でほとんどが占められている。これに対して、「国斡」船は、山名・細川など室町幕府内で当時最も勢威を誇っていた人物に限られ、この「国斡」船は他の「過書」船よりその権利内容はかなり強いものであったと思われる（小林保1981, 300-301）、という。したがって、検査或は監査をする者が、「国斡」船・「過書」船であることを確認の上、左側に合点を付したのではないだろうか。

同日の（か）行に④関銭、⑤その納入日が空白なのは、関銭の未納であることを示していることは前述した。なお、③数量の横に「淡路斗」とあるのは、「淡路枰」で計量したという注記である⁷。

廿九日条の（き）行の合点についても説明済みである。

以上が、「兵庫北関入船納帳」の基本的な記帳項目・方法である。他にも書き込みや注記がみられるが、記入する項目やその順序、関銭納入の可否ならびに入金の際の点検、関銭の免除など、一定の原則に基づき記帳が行われていた。本質的には、「兵庫北関入船納帳」は、日記帳（日次記）であると考えられる。

ところで、同時期に書かれた別の入船納帳が、東大寺図書館に所蔵されている。次節では、その帳簿について、検討してみたいと思う。

3.2 「兵庫北関雑船納帳」について

その帳簿が、初めて紹介されたのは、昭和十一年（1936）発刊の徳田釵一著『中世に於ける水運の發達』（徳田1936）であった。また、この帳簿全文を翻刻し、初めて論文に掲載したのは今谷明（今谷1984）である。

ところで、この帳簿には「兵庫北関入船納帳」のような表紙はない。「□（文）安元（甲子）十一月十五日ヨリ納之、」（兵庫県史1990, 787）で書き始められているだけで、名称は分からない。林屋辰三郎は、林屋編『兵庫北関入船納帳』の中で、「雑船入船納帳」（傍点引用者、林屋1981, 229）という名称を用い、今谷明、小林保夫等もそれに倣い、この名称を用いた。しかしながら、この帳簿の名称ならびに性格については、研究者で意見が分かれる。この点については後述する。本稿では、『兵庫県史』が、「兵庫北関雑船納帳」という名称を用いている（兵庫県史1990, 787）こともあり、この名称を用いる。

この「兵庫北関雑船納帳」には、文安元年（1444）十一月十六日より、翌二年（1445）の十一月十六日までの満一年間の入船記録がなされている。図表2が、その「兵庫北関雑船納帳」の一部である。

この帳簿を初めて紹介した徳田釵一は、「兵庫北関の關銭納帳である事は、はゞ確實としても尚不明の點が多い」（徳田1936, 137）、と断わりながらも、「恐らくこの記録は、薪を取扱ふ問丸は關稅徵収に關係して關錢を納入した覺えではないかと推測される」（徳田1936, 137）、としている。

また、林屋辰三郎は、北関において年貢船以外で、傍例に任せて沙汰された雑船に対する関銭ではなかったかと思われるが、如何であろうか。この関銭は、領主に納付することなく北関の雑用に充てられたのであろう。その理由は、第一に関銭の課税額が主としてかけられ、船籍の地名は全く重視されず全体の半数が不明である事、第二は課税額もすべて小額であり、西宮舟一隻百一文、人舟^マ百文ないし四十五文、木舟四十五文という一率性があること、第三は、船籍の判明するものは、西宮157、阿波引田69、淡路50、鳴尾36、木津31など概ね兵庫周辺の港津であること、これらからこの納帳はむしろ兵庫北関の雑船入船納帳というべき補完史料と思われる（傍点引用者、林屋1981、228-229）、と述べている。

図表2 『兵庫北関雑船納帳』

出典：兵庫県史1990，789-803 あ～す、①～③挿入引用者

まず、(あ) 行をご覧ください。①は関銭であり、②は船の種類または船籍所在地と艘数、③は入船日である。さらにその下に、別の入船記録が記帳

されている。つまり記帳が二段構えになっており、①～③が上下に二回書かれる。

「合点」は無い。有馬香織の述べているように、日毎に関銭と船が記されているが、後日払いの注記はない。記された船は兵庫関に入ったその日に関銭を払っている（有馬 2008, 65）。所謂即金払いである。これは、関銭が安いということとも関係があると思われる。

船籍所在地については、今谷明が述べていたように、牛窓・引田以東の大物浦、播磨灘沿岸地域に限られる（今谷1984, 17）。つまり、「兵庫北関入船納帳」の船籍地に比べ、兵庫近郊であるということである。ちなみに、「西宮」も地名でもある。

入港船の種類で多いのは、「木船」の外、西宮船（え）・（か）、河船（お）、人船（け）である。関銭は、艘別に、西宮船が101文、他は45文である。今谷明は、船の種類が「木船」である場合は積載数量・船頭又は船主を注記することが多い（今谷1984, 17）、と指摘している。例えば、（う行）の「木船」の下「五十ハ」、「四十ハ」は積載数量である。ここで「ハ」は、別の箇所では「把」という漢字表記も見られる。「木船」の「木」は、徳田釵一が初めて指摘して以来（徳田1936, 137）、「薪」と考えられている。その「薪」が、「五十把」、「四十把」と束になって積載されているということであろう。

「河船」であるが、淀川を遡り、荷を京まで運ぶのであるから、当然、「河船」と呼ばれる船も運航しているであろう。

また、「人船」であるが、これについては諸説あると思うが⁹、今谷明が指摘しているように、「旅客船」で良いと思われる。今谷は、京都淀・西宮・鳴尾と兵庫間に旅客定期航路が開かれていたのは確実である（今谷1984, 18）、と述べている。新城常三によると、室町時代になると、民衆がそれまでの強制的な旅から解放されて、自由な旅を自主的に営むようになった。この当時の民衆の社寺参詣の発展は、その現われである（新城1980, 97）、という。そして、「兵庫北関雑船納帳」の人船も旅客船であろう（新城1980, 99）、と指摘して

いる。

さて、帳簿の記入方法であるが、正月の十七日以降変化している。つまり、日毎に入船記録を纏めて記帳する方式に代わっている。まず、(い) 日付 (入船日) と、その下に「入」と書く (ただし、「入」は、正月廿四日以降は殆んど書かれなくなる)。次の行から同日の取引を纏めて二段で書く (う行)。書く順序は、関銭、入港船の種類または船籍所在地である。

廿二日のように入船件数が多いと、「合」と書き、その下にその日の関銭合計が記される (き)。ところが、(き) は、 $45 \text{ 文} \times 5 \text{ 隻} + 101 \text{ 文} \times 3 \text{ 隻} = 528 \text{ 文}$ になるはずであるが、見ての通り 534 文と 6 文多い。これは計算間違いではない。他にも、「こ」も 135 文のはずであるが、138 文になっている。これは、(あ) 行の「木船四艘分」も同様である。これについて、小林保夫は、これは中世で年貢銭納の際、悪銭の目減り分を予想して余分に徴収していた「目銭」である (小林保 1985, 99)、述べている。この「目銭」は、段階的に加算されていくように設定されている (小林保 1985, 101)、という。

なお、(か) 行の「廿三日也、札了」という意味は分からない。額面通りに解すると、二十三日に、「札」が終了するという注記である。小林保夫は、「石札料」の名目で、西宮舟などの特定の船舶 (他に堺・鳴尾舟) より 101 文¹⁰と、河舟、木舟、過書船などの一般船舶からの 45 文と二種類の徴収がなされていた。「石札料」は前述の鎌倉時代以来の置石料である (小林保 1985, 97)、と述べている。もし、「札」が「石札料」ということなら、翌日の廿三日に「石札料」の徴収が終わるということであろうか¹¹。不明である。

さて、帳簿の記入方法はもう一度変化する。詳しくなっている。すなわち、単に「木船」、「西宮」と書かれていたものが、船の所有者を記入するようになる。(さ)、(し)、(す) をご覧いただきたい。これらは、八月廿四日から連続したものである。前述したように、書き始めは「西宮」とだけ船籍地が書かれていたものが、具体的に「西宮二郎」、「西宮馬次郎」、「西宮三郎二郎」、「西宮刑部三郎」と、船主を表す人名で書かれるようになっていく。簿記的には、明

細が分かるというのは良い方向への変化である。

したがって、この「兵庫北関雑船納帳」の記帳方法は二回変化したことになる。この点について、有馬香織は、正月十七日と四月から六月の間を境とする二段階の変化を経て、簡単な記入の仕方から詳細に記載する方針へと次第に変化している。これは、納帳の記入者にとっては、意図的な仕事量の増加であって、単なる記入者の交代による変化ではないかと考える（下線引用者、有馬2008, 66）、としている。有馬の言うように意図的な変化であろう。ただ、それが現場担当者の工夫なのか、それとも上からの指示なのかは分からない。二回目の変化は、定着するまでに時間がかかっているところをみると、現場担当者の工夫ではないかと思う。

3 二つの入船納帳の比較について

以上、中世兵庫北関において記帳されていた二つの入船納帳について考察してきた。次に示す図表3が二つの帳簿の残存状況である。

図表3 二つの入船納帳の残存状況の比較



これらの納帳が公になって間もない時期に、竹内理三は、「兵庫北関入船納帳」は「石別升米帳（従量税）」に相当し、「兵庫北関雑船納帳」は「置石税帳」に相当するものである（竹内理1943, 343）、と述べている。また、時代が下り、林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』（林屋1981）の出版後、議論華やかしき頃、新城常三は、前者を「兵庫北関入船升米納帳」、後者を「兵庫北関入船置石納帳」（新城1986, 49・50）、と名付けている。しかしながら、はっきりした定説はないと思う。この二冊の帳簿だけでは、あまりに情報量が少な

すぎるからだと思われる¹²。

本稿では、簿記会計史研究の立場から、帳簿そのものの性格を中心に据え考えていきたい。

これら二つの入船納帳の違いは、「兵庫北関入船納帳」が大口の取引を記帳した帳簿であるのに対して、「兵庫北関雑船納帳」の方は、小口の取引を記帳した帳簿であるということである。前者には、大量の年貢や商品を積み込んだ大型船の多額の関銭支払いに関する事柄が記帳され、後者に記帳されるのは小型船舶に課せられた少額の関銭に関する事柄である。前者の船の船籍地は下関や門司まで含むのに対して、後者は、一番遠くても牛窓（現、岡山県瀬戸内市）である。「兵庫北関入船納帳」を分析した藤田裕嗣は、兵庫から遠く離れた船籍地に所属する船は、一度に大量に運び、かつ、長距離に運んでも不利にならないような、輸送負担力が高い物品を主力としていた（藤田2005, 80-81）、と述べている。このことは、「兵庫北関入船納帳」と、「兵庫北関雑船納帳」の記載の船に当てはまるであろう。

前述したように、林屋辰三郎は、「兵庫北関雑船納帳」は「兵庫北関入船納帳」の補完史料であるとした。この考えは、他の中世史研究者も追認しているようである。確かに、兵庫北関の関銭収入としては、前者が後者を圧倒している。関銭収入のメインは前者であり、補足できない部分を把握するために後者を用いたと考えることは間違えではないと思われる。

しかしながら、簿記会計的に考えると、どちらの帳簿も、関銭の収入を記録した不可欠の日記帳（日次記）であることには変わらない。機能としては同じである。船が着く嶋の位置も、関銭を徴収し関務を行う建物¹³も、担当者も別である可能性も考えられる。したがって、関銭の徴収を把握するための帳簿としては、二つの帳簿のどちらも必要であり、上下の区別はない。

前述したように、これら二種類の帳簿について、竹内理三は「石別升米帳（従量税）」、「置石税帳」に相当するものであると述べ、新城常三は「兵庫北関入船升米納帳」、「兵庫北関入船置石納帳」という名称を用いた。これらは、

「升米」、「置石」に課税するという伏見上皇の院宣に立ち戻って命名したと思われる。そういう点からも、二つの帳簿は、セットで考えるべきではななかろうか。しかも、図表3で見たように、二つの帳簿は同時期のものが残存しており、日本中世史、中世の海運史解明の重要な史料となっている。

ところで問題は、「何故、これら二つの同時期の帳簿が残ったか」、ということである。永島福太郎は、『兵庫県史』史料編の解説で、「これらはすべて文安二年に限って現存する。不思議といえる」（永島1990, 914）、と述べているし、新城常三も、それ以外には、その両者のみならず、その一方さえ今に発見されないのは何故であろうか、偶然であろうか（新城1986, 37）、とも述べている。しかしながら、新城は、その謎を次のように解いている。文安元年（1444）十一月十五日に東大寺油倉の玉叡が兵庫北関の代官に就任している。彼は、東大寺部内者の明証として殆んど唯一の代官職請負であり、いわば東大寺直営である。文安二年の両入船納帳は、この油倉玉叡代官時代の帳簿であり、関の実務者である彼の管理下に作成されたことは間違いない。「置石税帳」の冒頭に、「十一月（文安元）十五日ヨリ納之」とあるが、この十一月十五日こそ彼が代官職を請負ったその日であり、彼は請文を提出すると即刻、関所の業務に就き、帳簿の記載を始めたのである（下線引用者、新城1986, 49）、としている。

確かに、油倉の玉叡が、文安元年（1444）「甲子」十一月十五日の日付で、「請申 東大寺八幡宮領摂津国兵庫北関升米并置石代官職事」という請文を提出している。そこには、「右升米并置石土貢毎年柒百伍拾貫文、此外相国寺・等持寺両寺之国新代官方沙汰分五拾貫文、都合八百貫文可有寺納、月別 正月至十一月各柒拾貫文宛て、於十二月者参拾貫文 無懈怠於南都可沙汰申候、……油倉請申候、……仍請文如件、」（下線引用者、兵庫県史1990, 640-641）、とある。

すなわち、兵庫北関の升米税と置石税徴収の代官職を800貫文（含、相国寺・等持寺両寺の之国新代官方分の50貫文）で引受けた。支払方法は、正月から十一月までは70貫文、十二月分は30貫文、合計800貫文を遅れずに寺に

納める、という意味である。

それでは、東大寺油倉の玉叡とはどういった人物であったのだろうか。徳仁親王は、玉叡の経歴は必ずしも詳らかではないが、と断わりながらも、史料から、東大寺内部にあって重要な地位をしめていたことがわかる。兵庫関と関係する所では、①東大寺莊園領の年貢徴収者に任じられ、②兵庫北関の統括責任者として活躍していたことを知ることができる（徳仁親王1989, 453-454）、と述べている。相当に実力があったのだろう。

実際、玉叡の直前にも代官職を請負ったという代官職請文が数通残されている。嘉吉三年（1443）十月には、景瑞と相国寺銭納所梵種が敷錢貳百伍十貫文を入れ、代官職を玖百貫文で請け負っているし、翌、文安元年（1444）四月には、上田重次・岡正清という人物達が敷錢貳百伍十貫文、代官職玖百貫文で請け負っているが、不都合により半年で交代している（下線引用者、兵庫県史1990, 639-640）。どちらも東大寺の外部者と考えられる。したがって、玉叡は東大寺の期待を背負って代官職に就いたこととなる。伊奈建次も、彼は敏腕家であつた様に思はれる（伊奈1940, 13）、と述べている。

それでは、油倉とはいかなるものか。伊奈建次によると、東大寺は佛教部派的性質からも燈明の存続を最も重んじたものであつて中世諸寺院の例に漏れず此の燈油料獲得には相當に努めてをる。又寺領莊園其の他特權収入の根源たる特權を獲得するには此の名目は最も都合好きものであつたものゝ様である（伊奈1940, 1-2）。油倉の本來の性質としては燈油の保管所であつた。之がその蓄積したる資財特に資本を基礎として室町時代に於いて田地地下地權の所有、利錢金融から延いて經濟的諸特權の獲得による經濟的活動をなすに及んだ（伊奈1940, 21）、としている。

また、永村眞は、南北朝期から室町中期に至る油倉の諸活動は、造営事業を始めとして、惣寺から委託された寺領年貢等の収納・貯蔵・下行と、これらの活動を媒介とする財源経営にわたり、更には造営事業や財源経営を維持する経費を、「院家」の蓄錢より調達する一方で、「院家」には利子収益を配分すると

いう、寺内金融に及ぶものであり、油倉は、寺家・院家の経営にとって、不可欠な寺内財政機関としての機能を果たしていた。油倉が果たした役割は極めて大きく、当該期の惣寺財政は油倉の諸活動に依拠していたといっても過言ではなく、「中世東大寺」の発展を支えた（永村1989, 738-739）、と述べている。

前述の玉叡代官職請文の終わりの方に、「油倉請申候」（下線部）とあった。永村眞は、玉叡が請負責任者という形をとりながらも、実際には油倉が組織として関務を請負ったことは言うまでもない（永村1989, 619）、と指摘している。

話を戻すと、「何故、これら二つの同時期の帳簿が残ったか」。新城常三は、請負人は契約高を関領主に納入すれば事足りるのであって東大寺に提出する必要は全くない。部外者の請負人による入船納帳が散逸しやすく、今に見当たらないのも不自然ではない。これに対し東大寺油倉請負、いわば東大寺直営の下に作成された文安二年の両様の入船納帳が東大寺に収められ、伝存するののもまた不思議ではない（下線引用者、新城1986, 49）、と述べている。

すなわち、それまでの請負代官は東大寺の外部者であり、油倉は内部者であったので二つの入船納帳は散逸せずに残ったということである。

5 おわりに

以上、室町後期の兵庫北関における関銭徴収のための入船納帳について考察してきた。中世の関は、古代や近世の関所と違い経済的関所であった。東大寺兵庫関の成立は、延慶元年（1308）年十二月廿七日、伏見上皇により、兵庫経嶋の修固と、顕密御願之料を目的として、永代寄進されたことに始まる。

その関銭の徴収を記録した入船納帳は、文安二年（1445）前後のものが、二種類残存していた。一つは「兵庫北関入船納帳」（図表1）、もう一つは「兵庫北関雑船納帳」（図表2）と呼ばれた。前者には、遠方から来航する大型船に対する多額の関銭徴収に関する事柄が記帳され、後者は、兵庫関近郊の小型の

船籍から少額の関銭についての記帳がなされていた。すなわち、目的に応じて入船納帳の書き分けが行われていたということである。また、前者に比べて後者の書き方は簡易なものであったが、それでも書き手の工夫によるものか、期間中に記帳方法の改善が見られた。どちらの帳簿も、関銭の収入を記録した不可欠の日記帳（日次記）であることには変わらない。

そして、これら二種類の同時期の帳簿が、何故、残ったかについては、兵庫北関の代官に東大寺油倉の玉叡が就任したからであった。

ところで、前稿で考察した武蔵国神奈河品河両湊と帳合法は、鎌倉円覚寺塔頭弘日庵造営費（後に、金沢称名寺金堂修造）の調達ため、神奈河・品河以下武蔵国浦々に入出する船を対象とした帆別銭の賦課を、鎌倉府から寄進されたことに関連する帳簿群であり、決算報告も行われていた。寺院への寄進ということで、兵庫北関の二種類の入船納帳と共通しているといえる。このことは、帳合法の発達は「宗教」、特に「仏教」と関係性がある（田中孝2014, 177-178）、という筆者の持論とも符合する。お金の集まるところに帳合法は発達するということである。また、「はじめに」で述べたように、神奈河品河両湊の帳簿や決算報告書は、問（問丸）が作成していたと考えられる。兵庫北関では、問丸が関銭を納付していた。そうした問丸が兵庫北関の代官を請負い、現存はしていないが、入船納帳の類いを付けていたという推定は十分成り立つであろう。問丸なら経営のノウハウを持っていたであろうし、帳合法の技術に長けていたと考えられるからである¹⁴。

それでは、兵庫北関から東大寺への決算報告の方はどうなっていたのか。決算報告が確認できるのは、神奈河品河両湊だけではない。兵庫の二つの入船納帳と同時期に当る、文安貳年八月より翌年七月までの「鵜殿關銭納日記」（談山神社1929, 511-548）という収支決算報告書が残存する¹⁵。そこで、次稿では、兵庫北関の決算報告書について考察してみたいと考えている。

注

- 1 そもそも「兵庫嶋」は、日宋貿易に眼を付けた平清盛により築かれた（神戸市役所1922）。また、永島福太郎氏によると、足利義満の日明貿易は、兵庫嶋の大々の修築を促した。延慶元年（1308）に東大寺に兵庫関が給与され、兵庫嶋は東大寺に委任された（永島1975, 862）、という。本文の図表1「兵庫北関入船納帳」の（あ）①で述べたように「嶋」は、「島」のことである。「修固」については、『時代別国語大辞典』室町時代編には、記載はない。一般的な国語辞典には載っていないと思われる。さすがに、小学館の『日本国語大辞典』には、「つくりかためること。繕ってかためること。堤などを補修することという」、とあり、吾妻鏡－寛喜四年（1232）、広峯文書－乾・延慶元年（1308）の用例（日本国語2001, 1227）、が載せられている。錦昭江氏は、まず天然の岩礁を利用し、その先端に大石と材木を積み上げて人工嶋を築造する。人工嶋の内部は凹状になっており、その内側を船の繁留とする形状をとっていたと考えられる（下線引用者、錦2002, 232）、と推察する。したがって、修理ではなく、「修固」が使われているのだと考えられる。
- 2 永島福太郎氏は、興福寺は東大寺が兵庫関銭を下付されたのを羨望し、割込んだ（永島1975, 877）、と述べている。興福寺は、兵庫関への悪党の乱入などを支援し、割込みに成功するまで、その妨害行為が続いた（永島1990, 910）、としている。それだけ、関銭収入の利権が大きかったことを窺わせる。なお、「兵庫北関入船納帳」の存在のためか、南関からの研究の方が少ないように思われる。永島氏は、南関、すなわち興福寺の側より考察されている（永島1934）。
- 3 共同研究をした今谷明氏によると、林屋辰三郎氏が発見した帳簿は、440頁にわたる粘葉装と呼ばれる冊子で、紙魚の食い跡がおびただしく、購入当初はページを開くにも困難な箇所が多かった（今谷1992, 182）、という。
- 4 今谷明氏は、中世末期のヨーロッパに繁栄したハンザ同盟都市の盟主的存在であったリューベックに遺された、1368年度（同年4月～翌年3月）の「輸出入関税記録」と、「兵庫北関入船納帳」を比較して次のように述べている。これは西欧でも年間を通じての完全な統計資料として最古のものであるというから、「兵庫北関入船納帳」と時代は80年ずれているが、興味深い比較材料である。リューベックの史料は、関税賦課当時の伝票や帳簿でなく、それらの原資料にもとづき記された二次的な記録であり、これに対して「兵庫北関入船納帳」は日を追って入港船一隻ごとにその船籍名・問丸名の順で一行に摘記された原帳簿である。古さの点では「輸出入関税記録」に譲るとしても、その帳簿としての精密さでは「兵庫北関入船納帳」の方が格段に優れている（今谷1992, 185-187）、と述べている。恥ずかしながら、筆者は、今谷氏が指摘しているハンザ同盟都市のリューベックの「輸出入関税記録」について全く不案内であった。調べてみると、近年、柏倉知秀氏が、長年月を費やし、翻刻研究した（柏倉2003、2004、2019、2020等）、ハンザ都市リューベック文書館（Archivder Hansestadt lubeck）所蔵の1368-71年のポンド税台帳（Phundzollbuch/Pfundzolliste/Pfundzollregister）というものが現存し、その一部

がこれに該当するのではないかと思われる。柏倉氏によると、ポンド税は、戦争や海賊討伐など、ハンザによる軍事活動の財源として、ハンザ総会で徴収が決議された臨時関税で、課税時にフランドル・(フロート・)ポンドが貨幣単位として用いられたのが、ポンド税という名称の由来である。史料が現存するハンザ諸都市は、リューベック、トルン、レーヴァル、ハンブルクである。一口にポンド税台帳といっても、各都市で独自に記載されたその内容に統一性があるわけではない(柏倉2003, 19)、という。また、ポンド税を徴収した証として領収書も発行されていた。さらに、ポンド税徴収後、ハンザ総会にてポンド税の決算が行われており、その決算書も作成されていた(下線引用者、柏倉2003, 21)。リューベックのポンド税台帳は、年度によってその記載内容は大きく異なっているが、1368 - 69年には、出入港した船舶の船長と船舶価格、荷主とその商品や数量、そして商品価格などが、比較的詳細に記載されていた。しかし、1370年以降になると、商品の名称や数量については次第に記載されなくなり、商品の金額のみが記載されるようになった。ポンド税台帳にとって重要なのは、ポンド税を支払った商人や船長の名前と、支払われたポンド税の金額であった。したがって、台帳の記載内容が洗練されるにしたがい、必要事項のみが記載されるようになったわけであるが、その分だけ商業史料としての価値を減じてしまうことになった(柏倉2003, 22)、と柏倉氏は述べている。税率は、時代によって異なるが、例えば1362年では、商品価格の96分の1がポンド税として徴収された(柏倉2003, 20)、という。安藤英義氏によると、西ドイツの簿記書では、「商人」(Kaufmann)を主語にした文章が多く、帳簿をつけるのは商人自らであると理解できる。商人が帳簿をつける簿記義務については商法にも定めがあり、その条文の主語はもちろん「商人」である。商法も簿記書もハンザ商人文化を受け継いでいる(安藤英2001, 15-16)、という。このことは、ポンド税台帳の記帳方法が、現代のドイツの商法や簿記書にも繋がっているということである。いずれにしても、「兵庫北関入船納帳」も、リューベックの「輸出入関税記録」も、簿記会計の史料という点では、どちらも貴重な歴史的遺産である、といえる。

- 5 貸付簿に合点が付された例は、例えば、我国古代の出挙木簡(田中孝2014, 117)や、「天平勝宝二年借用銭録帳」(田中孝2014, 123)にも見られるし、さらに中国シルクロードのトルファン出土の出挙帳(田中孝2014, 186)や、敦煌出土の貸付簿(田中孝2014, 189)にも見られる。「はじめに」で述べた、伊勢大湊の永禄八年(1565)の「船々聚銭帳」(三重県2005, 590-598)と、天正二年(1574)の「船々取日記」(三重県2005, 601-603)にも見られるところである。
- 6 小林保夫氏は、「国新」ならびに「過書」については、別稿(小林保1975・1979)で詳しく論じられているので、そちらをご覧いただきたい。
- 7 当時、度量衡は統一されていない。新城常三氏によると、「半双枰」、「讃岐枰」、「淡路枰」、「明石枰」、「枰の表記のないもの」(新城1986, 42)、があるとのことである。
- 8 他にも、小林保夫氏は、「兵庫北関雑船納帳」は置石料に系譜を引く「石札料」徴収を記録した帳簿であったと考えられる。そこでは「石札料」以外に「目銭」あるいは「公事

- 銭」という名目で本税とも言うべき「石札料」に加算して付加税の徴収がなされている（小林保1985, 103）、と述べている。
- 9 徳田釵一氏は、「兵庫北関雑船納帳」が、「薪船及びこれに關係した人の往來のみの記録である」（徳田1936, 140）、と述べている。すなわち、「人船」とは、薪の運送関係者の船であるという指摘である。
- 10 新城常三氏は別の見方をしている。西宮船が101文と、他の船舶の45文より多いのは、当時西宮海岸は、漁業が盛んで、広田社散神人の漁民等の活躍が知られ、魚介類の商売が発達しており、実際、西宮船の積み荷の多くが魚類で、木＝薪等より経済性が高いため、例外的に101文が徴課されたものであろう（新城1986, 40）、と述べている。
- 11 「札」については、有馬香織氏も考察されている（有馬2008, 57-64）ので、ご参照したい。
- 12 もちろん情報量が少ないということで、他の史料と照合することによって研究が進められている。例えば、新田一郎氏などは、永享十一年から文安二年まで、高野山領備後国太田庄から年貢納入の記録が記載されている「備後国太田庄年貢引付」という史料と、「兵庫北関雑船納帳」を照合して研究している（新田1985, 1）。
- 13 宇佐美隆之氏は、関所運営が行われていた施設が「関屋」と呼ばれていた（宇佐美1999, 25）、と述べている。
- 14 兵庫北関関係で、応仁二年正月晦日の「薬師丸船頭ヨリ年貢算用状」（兵庫県史1990, 667-668）というものも残存する。小林保夫氏によると、この史料は薬師丸によって周防より運ばれた東大寺の周防国衙年貢を尼崎の問丸の別所三郎衛門丞友久が兵庫で受取り、換金したことを東大寺に報告したものである（下線引用者、小林保2005, 3）、と説明している。したがって、兵庫の問丸も、当然、帳合法の技術を持っていたと思う。
- 15 この日記は領主である多武峯寺に提出された関銭の収支報告書であると考えられる。「鶉殿關銭納日記」については、宇佐美隆之氏の先行研究がある（宇佐美1999, 29-32）、ことを最初に述べておく。その上で、宇佐美氏の研究を参考にしながら様式を中心に、筆者の見解を述べてみたいと思う。原本を見てないのではっきりした事はいえないが、『談山神社文書』掲載の活字史料で見る限り、「鶉殿關銭納日記」は（甲）、（乙）という二編の史料より成る。前者には、文安貳年八月より卯月まで九か月分の関銭の納入額（収入）が記されている。収入は、1日毎の関銭額と、1月分の合計額が記載される様式である。紙片の都合上、最後の卯月は晦日まで記載され、合計額は記載されていない。その合計額は、後者、つまり（乙）編の最初の行に書かれている。続いて、その次の行より、翌月の五月分が書き始められ七月分まで三か月分の収入額が、（甲）編と同様の様式で記載され、最後に惣都合（総合計額）が明記されている。引き続き支出額（「同仕日記」という見出しあり）が順次記載されている。上段に支出金額、下段にその理由（摘要）が書かれている。日付の記載はない。（乙）編の端裏書には、「外題」とあり、「一蔭光善之法眼 文安三年 丙寅 八月日 攝州鶉殿河上關錢結解帳 給主 東福院 權律師政舜」とある。ここで、「一蔭光善之法眼」が、宛所（提出先）がである。次の「文安

三年 丙寅 八月日」は、提出日であろう。すなわち、会計期間終了の翌月ということになる。次の「攝州鵜殿河上關錢結解帳」は、「鵜殿關錢納日記」が決算報告書であることを示している。提出したのは、給主の「權律師政舜」である。また、この(乙)編の末尾には、提出日の「文安三年 丙寅 八月日」という日付と、その下に、提出者、おそらく作成者の四人の僧の署名と花押が並んでいる。その四人の僧は、關整權律師 政舜と、三藤注記 連親、二藤法眼 □義、一藤法眼 健算、である。關整權律師の政舜は、端裏書にあった給主の權律師政舜と同一人物であろう。四人を代表として「政舜」の名が表紙に記されたのであろう。宇佐美隆之氏は、政舜が給主として、この関を知行しており、得分として三十貫文を得ている。その他の三人の学侶はその監督役であろう。また、紙継ぎ目毎の裏には、目代法橋兼秀、一藤法眼、二藤法眼の三人の花押が記され、この日記が一年間の収支帳として多武峯寺で認められていたことがわかる。目代法橋兼秀は多武峯寺の所司として関の実質的領主であつたらしい(下線引用者、宇佐美1999, 31)、と述べている。この収支報告書の計算構造は、関錢の納分(収入)の合計から、仕分(支出 or 費用)分の合計額と、それとは別に目代法橋兼秀への渡し分を指し引き、次年度への繰越額を算定する様式である。仕分は、これも宇佐美氏の分類を借用すると、莊園領主・渡しなど周辺へ、地下へ、酒・米などの物品費用、関所の諸設備、関所常住衆、関所の月宛經費、人夫、公文、下部(宇佐美1999, 30)、など関所運営に関わる費用で、給主政舜の得分も含まれる。したがって、目代への支払額は、いわゆる利益の分配と見做すことができるのではなかろうか。宇佐美氏によると、目代へ届けられた額は、最終的多武峯寺への上納額(宇佐美1999, 31)、であるという。それなら、支店から本社への利益の送金とも取れるが、現代の簿記会計の観点からの説明は難しいのかもしれない。いずれにしても、この「鵜殿關錢納日記」も会計史の貴重な史料といえよう。なお、新城常三氏は、この「鵜殿關錢納日記」が関領主多武峯の五人の寺僧による直接経営であつたから、その記録が今に談山神社に伝存される幸運に恵まれたのであろう(新城1994, 556)、と述べ、兵庫北関の二つの入船納帳が伝存した理由の補足として挙げている。

引用文献

- 相田二郎. 1943. 『中世の關所』 畝傍書房.
 安藤英義. 2001. 『簿記会計の研究』 中央経済社.
 阿部猛. 1959. 「中世の水路に関する一考察 ―問丸との関係―」『日本歴史』 135 : 12-19.
 有馬香織. 2008. 「兵庫北関入船納帳にみる関通過手続と経営: 室町中期の事例」『史学雑誌』 117 (12) : 55-72.
 伊奈建次. 1940. 「中世東大寺油倉の經濟的活動」『歴史地理』 75 (6) : 1-22.
 今谷明. 1984. 「兵庫北関雜船納帳」『兵庫史学』 70 : 1-20.
 今谷明. 1992. 『日本国王と土民』 集英社.
 宇佐美隆之. 1999. 『日本中世の流通と商業』 吉川弘文館.
 小野晃嗣. 1935. 「卸賣市場としての淀魚市の發達 (上)」『歴史地理』 65 (5) : 1-26.

兵庫北関と中世の帳合法

- 柏倉知秀. 2003. 「14世紀後半ハンザ諸都市のボンド税台帳」『立正西洋史』19: 19-25.
- 柏倉知秀. 2004. 「中世ハンザ都市の商業規模—14世紀後半のボンド税決算書を中心に」『比較都市史研究』23 (1): 33-44.
- 柏倉知秀. 2019. 「14世紀後半ハンザ都市リユーベックの穀物貿易」『社会経済史学』84 (4): 25-43.
- 柏倉知秀. 2020. 「14世紀後半リユーベックの商品流通」『商学論纂』61 (5・6) (中央大学): 1-26.
- 川野正雄. 1985. 「『兵庫北関入船納帳』における『嶋』について」『香川史学』14: 11-15.
- 神戸市役所. 1922. 『神戸市史』本編總説.
- 神戸市役所. 1923. 『神戸市史』資料1.
- 小林保夫. 1975. 「南北朝・室町期の過書発給について —室町幕府職制史の基礎的考察—」名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』上巻 吉川弘文館: 385-425.
- 小林保夫. 1979. 「“国料”管見」年報『中世史研究』4: 82-94.
- 小林保夫. 1981. 「入船納帳にみる国料と過書」燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版: 289-302.
- 小林保夫. 1985. 「兵庫北関関銭小考」『堺女子短期大学紀要』20: 93-103.
- 小林保夫. 2005. 「“兵庫北関入船納帳”にみる関銭納入システム」『堺女子短期大学紀要』40: 1-12.
- 小林保夫. 2008. 「『兵庫北関入船納帳』にみる枝船」『立命館文学』605: 795-807.
- 佐々木銀弥. 1961. 『中世の商業』至文堂.
- 新城常三. 1980. 「多様化する交通手段」熱田公編『図説 日本文化の歴史』6: 97-108.
- 新城常三. 1986. 「室町前期の兵庫関：二つの“入船納帳”の性格及成立事情」『史学雑誌』95 (6): 37-52.
- 新城常三. 1994. 『中世水運史の研究』塙書房.
- 竹内理三. 1943. 『寺領莊園の研究』畝傍書房.
- 田中孝治. 2014. 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店.
- 田中孝治. 2023. 「中世の帳合法と湊 —武蔵国神奈河品河両湊と帳合法について—」『経営総合科学』118 (愛知大学経営総合科学研究所): 93-127.
- 談山神社刊書奉賛會. 1929. 『談山神社文書』星野書店.
- 徳田釵一. 1936. 『中世に於ける水運の發達』章華社.
- 豊田武. 1952. 『中世日本商業史の研究』岩波書店.
- 永島福太郎. 1934. 「兵庫關を繞る寺社の軋轢」『国史學』19: 33-47.
- 永島福太郎. 1975. 「第五章 第四節外国貿易と兵庫港・第五節商品流通と兵庫関」『兵庫県史』第2巻 兵庫県: 851-885.
- 永島福太郎. 1990. 「摂津国兵庫関」『兵庫県史』史料編 中世五 兵庫県: 908-915.
- 永原慶二. 1988. 『内乱と民衆の世紀』体系日本の歴史6 小学館.
- 永村眞. 1989. 『中世東大寺の組織と経営』塙書房.

- 徳仁親王. 1982. 「『兵庫北関入船納帳』の一考察 ―問丸を中心にして―」『交通史研究』8: 30-55.
- 徳仁親王. 1989. 「室町中期の兵庫関の二、三の問題」安田元久先生退任記念論集刊行委員会『中世日本の諸相』下巻 吉川弘文館: 431-455.
- 錦昭江. 2002. 「中世的関所成立の前提」『刀禰の中世村落』校倉書房.
- 新田一郎. 1985. 「『兵庫北関入船納帳』に関するメモ」『遙かなる中世』6: 1-10.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 小学館国語辞典編集部. 2001. 『日本国語大辞典 第二版』第六巻 小学館.
- 林屋辰三郎編. 1981. 『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版.
- 林屋辰三郎. 1981. 「兵庫北関入船納帳について」燈心文庫 林屋辰三郎編『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版: 221-231.
- 兵庫県史編集専門委員会. 1990. 『兵庫県史』史料編 中世五 兵庫県.
- 藤田裕嗣. 2005. 「兵庫をめぐる流通と交流 ―『兵庫北関入船納帳』にみる安芸・伊予国以西との関係―」柴垣勇夫編『中世瀬戸内の流通と交流』塙書房: 71-94.
- 松岡久人. 1966. 「中世後期内海水運の性格」福尾猛一郎編『内海産業と水運の史的研究』吉川弘文館: 179-202.
- 三重県. 2005. 『三重県史』資料編 中世2 ぎょうせい.